

ご存知
ですか

2019年より順次
改正法が適用されます！

働き方改革セミナー・個別相談会

「働き方関連法」が可決成立し、2019年4月から順次施行されます。

この法律は、働き方がそれぞれ実情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な処遇の確保等のための措置を講じるものです。

対応はお済ですか サブロク協定、就業規則、人手不足対策、同一労働同一賃金
賃金台帳と労働者名簿、労働条件を書面等で交付 等



講師 中小企業庁 北海道よろず支援拠点

コーディネーター

小林 博美 氏

小林博美社会保険労務士事務所代表。特定社会保険労務士。ハラスメント防止
コンサルタント。労務管理上のリスク診断・防止コンサルティングに注力。

開催日

令和元年 9月18日(水)

セミナー

13:30~14:30

個別相談

14:30~17:00 (1件につき30分程度)

会場

留萌産業会館 1階小ホール

申込締切

9月10日までにTELまたはFAXにてお申し込み下さい。(個別相談は、先着順)

【主催】留萌商工会議所・中小企業相談所

■申し込み・お問合せ先/留萌商工会議所 留萌市錦町1丁目1-15

TEL42-2058 ・ FAX43-8322

【 FAX 43-8322 】

『 働き方改革セミナー 』 参加申込書

事業所名		TEL	
事業所住所		FAX	
参加者氏名		参加者氏名	
個別相談会	参加する ・ 参加しない (どちらかに○印をつけて下さい)	(相談内容を簡単に記入して下さい)	

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本セミナー、相談会に関する連絡の目的のみ使用します。